

第 9 章

総介護費用及び第 1 号被保険者 保険料の見込み

第 1 総介護費用の見込みについて

介護給付等対象サービスの見込量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは、おおむね次の表のとおりです。

【保険給付費と地域支援事業費の見込み（概算）】

（単位：億円）

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	計
居宅／地域密着型／施設サービス				
居宅介護サービス	104.9	109.2	114.9	328.9
地域密着型サービス	20.5	23.0	24.3	67.8
施設サービス				
介護老人福祉施設	28.3	30.7	33.2	92.7
介護老人保健施設	10.5	10.5	10.5	31.6
介護医療院	0	0	1.8	1.8
介護療養型医療施設	3.8	3.8	2.0	9.5
介護予防／地域密着型介護予防サービス				
介護予防居宅サービス	4.6	5.0	5.4	15.1
地域密着型介護予防サービス	0.0	0.0	0.0	0.0
特定入所者介護サービス費	3.9	4.1	4.4	12.3
高額介護サービス費	5.5	6.0	6.6	18.2
高額医療合算介護サービス費	1.2	1.2	1.2	3.7
審査支払手数料	0.2	0.2	0.3	0.7
給付費合計 ①	183.9	193.8	204.6	582.3
地域支援事業費 ②	9.8	10.2	10.6	30.6
給付費 + 地域支援事業費 ①+②	193.7	204.0	215.2	612.9

・端数処理は各項目で四捨五入しているため、表内計算結果と合計が合わない場合があります。
 ・平成 29 年 9 月推計値です。計画案策定の際には、直近の実績を基に再度推計を行います。

第2 第1号被保険者の保険料について

1 第6期における介護保険料の賦課及び収納の実績

(1) 第1号被保険者保険料収納状況

現年度賦課の保険料の収納率では、平成27年度で98.31%、28年度で98.40%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

普通徴収保険料の収納率は、近年、増加傾向となっていますが、平成28年度85.18%となっています。

【年度別保険料収納状況（決算値）】

(単位：円、%)

賦課区分	徴収区分	平成27年度			平成28年度			
		調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	
現年度分	特別徴収	3,784,790,806	3,794,480,357	100.26	3,841,012,551	3,850,701,657	100.25	
	普通徴収	現年度	534,332,174	452,276,832	84.64	533,225,350	454,146,990	85.17
		過年度	5,308,788	4,807,780	90.56	4,195,583	3,632,526	86.58
		計	539,640,962	457,084,612	84.70	537,420,933	457,779,516	85.18
	計	4,324,431,768	4,251,564,969	98.31	4,378,433,484	4,308,481,173	98.40	
滞納繰越分	普通徴収	142,652,468	21,093,377	14.79	163,241,140	18,266,456	11.19	
	総合計	4,467,084,236	4,272,658,346	95.65	4,541,674,624	4,326,747,629	95.27	

* 還付保留を含み、減免は含みません。

【保険料収納率の東京都合計との比較（現年度賦課分）】

	普通徴収		特別徴収＋普通徴収	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
目黒区	84.70	85.18	98.31	98.40
東京都合計	85.56	85.80	97.95	98.04

(2) 所得段階別の状況

所得段階別の被保険者数の比率をみると、非課税層の構成比は平成27年度48.7%、28年度48.4%となっています。

【所得段階別被保険者数（各年度末現在）】

(単位：人、%)

所得段階	平均月額	対象者判定基準 (所得などの状況)	平成27年度		平成28年度	
			人数	構成比	人数	構成比
1	2,601	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	1,716	3.1	1,726	3.1
2	2,601	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	7,786	14.2	7,688	13.9
3	3,468	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	2,813	5.1	2,872	5.2
4	4,046	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	2,817	5.1	2,882	5.2
5	4,913	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	7,238	13.2	7,021	12.7
6 (基準額)	5,780	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える)	4,400	8.0	4,577	8.3
7	6,358	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	6,223	11.2	6,350	11.5
8	6,936	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満	5,716	10.4	5,789	10.4
9	8,092	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満	5,773	10.5	5,808	10.5
10	9,248	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	2,872	5.2	2,937	5.3
11	10,982	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	2,835	5.2	2,900	5.2
12	12,138	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満	1,328	2.4	1,310	2.4
13	13,872	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	736	1.3	750	1.4
14	15,606	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	489	0.9	520	0.9
15	17,340	本人が住民税課税で合計所得金額が1,200万円以上	2,233	4.1	2,315	4.2

【所得段階別収納率】

(単位：人、%)

所得段階	平成 27 年度			平成 28 年度		
	調定額 A	収入額 B	収納率 B/A	調定額 A	収入額 B	収納率 B/A
1	54,778,794	54,083,666	98.73	55,469,203	54,778,017	98.75
2	246,691,486	233,379,264	94.60	243,562,823	229,961,580	94.42
3	118,918,587	117,871,281	99.12	121,390,296	120,189,908	99.01
4	138,308,288	136,779,182	98.89	141,679,649	140,492,025	99.16
5	417,041,661	404,373,182	96.96	405,120,778	393,455,911	97.12
6 (基準額)	306,124,406	304,504,344	99.47	319,383,148	317,714,008	99.48
7	467,336,088	451,309,578	96.57	478,932,358	465,045,482	97.10
8	474,475,576	465,044,054	98.01	477,918,722	467,823,542	97.89
9	556,770,032	545,887,884	98.05	558,476,316	548,033,532	98.13
10	315,955,030	313,089,262	99.09	321,885,310	318,751,522	99.03
11	370,214,780	366,643,524	99.04	377,661,732	374,081,936	99.05
12	188,830,866	186,935,934	99.00	186,720,010	184,297,504	98.70
13	119,687,484	118,457,440	98.97	122,421,556	121,574,832	99.31
14	90,187,074	89,510,462	99.25	94,291,452	93,554,206	99.22
15	453,802,828	449,401,892	99.03	469,303,784	465,138,804	99.11
計	4,319,122,980	4,237,270,949	98.10	4,374,217,137	4,294,892,809	98.19

2 介護保険料の算定方法

1 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計【第5章】

2 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の推計【第7章、第8章】

3 保険料収納必要額の算出

標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合 23%

↓
第1号被保険者の負担割合は、第6期においては22%でしたが、第7期は23%として計算します。

+ 調整交付金相当額 5.00%
- 調整交付金見込額 3~4%

↓
調整交付金は保険給付の国庫負担のうち5%とされていますが、各区市町村の後期高齢者の割合や所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。
目黒区では例年3~4%前後の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の介護保険料必要額に上乗せされます。

+ 財政安定化基金拠出金 0.00%

↓
東京都が設置する財政安定化基金に拠出金を支出するものです。
ただし、第4期以降は拠出率0%です。

- 介護給付費等準備基金取崩額

↓
介護給付費等準備基金は介護保険事業計画期間の保険料の収支を調整するために設置しています。基金の一部を取り崩して保険料に充てることにより保険料の軽減を図ります。

4 保険料額の設定

保険料賦課総額の算出

↓
保険料収納必要額に保険料予定収納率97.8%を加味して賦課総額を算出します。

所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出

↓
所得段階ごとの保険料の負担額に応じて補正した第1号被保険者数を算出します。

保険料の基準月額額の算出

↓
保険料賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で割り、基準月額を算出します。

所得段階別保険料額の設定

3 第7期における保険料の算定

(1) 保険料賦課総額の算定

第7期における総介護費用のうち第1号被保険者負担分(23%)に調整交付金による調整額を上乗せし、介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分を減額すると、保険料収納必要額が算出されます。

この保険料収納必要額に保険料収納率を加味すると保険料賦課総額が算出されます。

(2) 所得段階の設定

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者の判断により多段階化することが可能とされました。

これを受けて区では、第2期においては6段階設定、第3期においては9段階設定、第4期においては10段階設定(特例第4段階を含め実質11段階設定)としました。

第5期においては、国の標準的な所得段階区分が6段階であるのに対し、特例第3段階を新たに設けるとともに、課税層の所得段階区分を更に細分化し、全体として13段階設定(特例第3段階、第4段階を含め実質15段階設定)としました。第6期では、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されたことから、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが国により示されました。

また、第6期からは介護保険法の改正により、消費税の公費投入による保険料の軽減が行われている一方、一定以上所得のある方については、サービスの利用者負担の引上げが行われています。

区としては、これらの国の考え方や制度改正の状況を踏まえ、低所得者への配慮を十分に行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行います。

(3) 第1号被保険者保険料額の算定

「2 介護保険料の算定方法」に記載のとおり、被保険者数、要支援・要介護認定者数や地域支援事業費見込額などの推計を基に算定します。